

ちばやあかさか 大報

▷人の動き◁

世帯数および人口

(昭和53年1月末日現在)

世帯数	1.413戸
人口	5.954人
男	2.874人
女	3.080人

第67号 発行 千早赤阪村役場 (07217) 2-0081代 編集 観光課 (07217) 2-1447 印刷 東野印刷

議会の動き

昭和五十二年第四回千早赤阪村議会定例会は十二月十五日招集され、会期六日間をもって開催し、昭和五十一年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定特別会計歳入歳出決算認定を初め、全部で九案件が提案上程され、提出案件はすべて本会議で慎重審議され、その結果いずれも原案通り可決又は認定されました。

▽第四十四号議案(即日原案認定)

昭和五十一年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定の件

(歳入合計八億四八四万七千円、歳出合計八億二六四万七千五百円、差引二二四万七千二百円は翌年度へ繰り越しました。)

▽第四十五号議案(即日原案認定)

昭和五十一年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件

(歳入合計一億三二七万五千円、歳出合計一億一五九万四千円、差引一五七万一千円は翌年度へ繰り越しました。)

▽第四十六号議案(即日原案認定)

昭和五十一年度千早赤阪村国民健康保険(直営診療所)特別会計歳入歳出決算認定の件

(歳入合計四〇三万四千円、歳出合計三三二万五千円、差引七万九千円は翌年度へ繰り越しました。)

▽第四十七号議案(即日原案認定)

昭和五十一年度千早赤阪村普通索道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

(歳入合計七四三万八千円、歳出合計六七七万八千円、差引六六六千円の単年度黒字です。この剰余金と繰上り充て金六〇〇万円を累積赤字一億五三三万九千円に充当。累積赤字の合計は一億四三六万九千円に減少しました。)

▽第四十八号議案(即日原案認定)

昭和五十一年度千早赤阪村水道事業会計歳入歳出決算認定の件

(収益的収支の場合、総収益三六六万九千四百円、総費用三六四万七千二百円、差引二二二千円を翌年度へ繰り越しました。資本的収支の場合、総収入五五九万八千二百円、総支出八〇六万七千円、差引二四六万二千五百円の収入不足となりました。)

この不足分については、当年度分の損益勘定留保資金二六一万円繰越工事資金二二〇一万五千円で補てんしました。

▽第四十九号議案(即日原案可決)

土地開発基金条例の改正の件
(土地開発基金六六三万七千六千円を七三三万八千円に改正)

▽第五十号議案(即日原案可決)

千早赤阪村耕地事業分担金条例の改正の件

(事業名及び分担金の比率の追加
五十二年度府単独土地改良調整事業Ⅱ工事費の一〇〇分の二五。)

▽第五十一号議案(即日原案可決)

昭和五十一年度千早赤阪村一般会計歳入歳出補正の件

(歳入歳出それぞれ二〇〇六万一千円を追加し、歳入歳出総額は、八億七六七万五千円となりました。)

補正の主なものは心身障害児通園施設建設促進協議会負担金三三万九千円、土地改良事業(堀越甲取水路)の一五一万五千円、村道役場上東阪線路側工事・村道西峯西出線改良工事追加分一六一万

三千円、救急業務負担金四三万五千円等の追加です。)

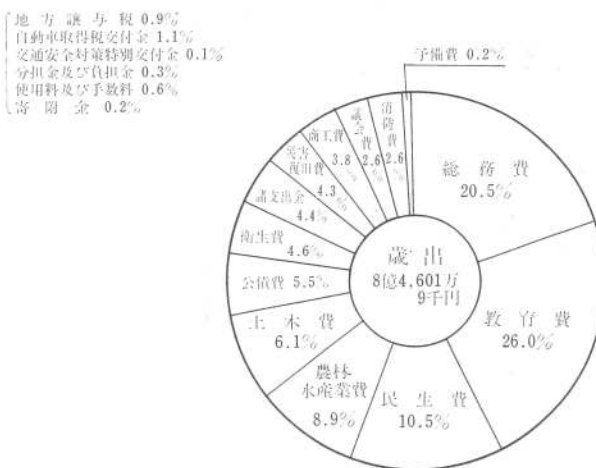
▽第五十二号議案(即日原案可決)

職員の旅費に関する条例の改正の件

(運賃値上げに伴う鉄道運賃及び車賃の改正。大阪市内七〇〇円を九〇〇円、堺市内八〇〇円を一〇〇円、羽曳野市内四〇〇円を五〇〇円、藤井寺市内四〇〇円を五〇〇円、河内長野市内四〇〇円を五〇〇円、美原町四〇〇円を五〇〇円、狭山町五〇〇円を七〇〇円、太子町五〇〇円を七〇〇円、河南町三〇〇円を四〇〇円、大字千早三〇〇円を三四〇円に改正。)

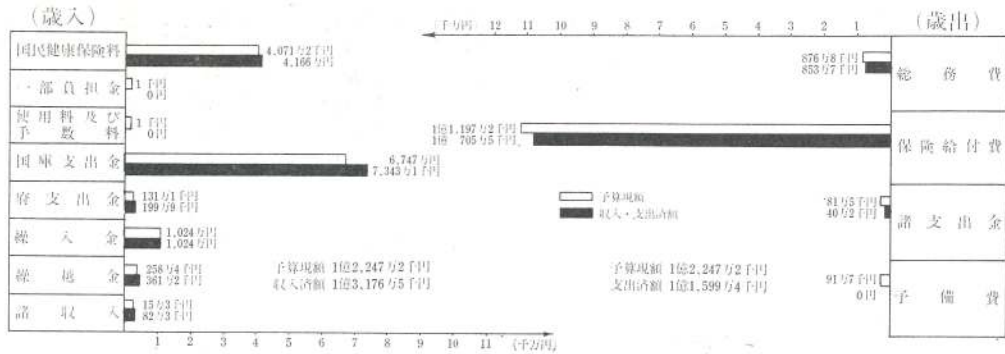
〔今月号の内容〕

◆ 議会の動き	1 頁	◆ 「身元不明死者の身元を捜す相談所」開設	5 頁
◆ 昭和51年度千早赤阪村歳入歳出決算	2 頁	◆ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求がまだの方は3月31日までに	5 頁
◆ 昭和51年度千早赤阪村特別会計歳入歳出決算	3 頁	◆ 消防出初式挙行される	5 頁
◆ 今月のキャンペーン	4 頁	◆ 定例赤ちゃん会	6 頁
◆ 府村民税申告の出張受付について	4 頁	◆ 休日診療	6 頁
◆ 教育委員会や学校の名をかたつた参考書等の販売に注意	4 頁	◆ 交通事故相談日程表	6 頁
◆ 障害福祉年金はこんな時に支給されます	4 頁	◆ 無料相談所のご案内	6 頁
◆ 最低賃金の遵守を	4 頁	◆ 年中行事シリーズ	7 頁
◆ 昭和53年4月精神薄弱児・肢体不自由児通園施設オープン	5 頁	◆ 防犯だより	8 頁
◆ 春の運動者講習会開催について	5 頁	◆ 昭和53年度大阪府政モニター募集	8 頁
		◆ 銃や火薬類の保管は厳重に	8 頁
		◆ 千早赤阪村軟式野球大会参加チーム募集	8 頁

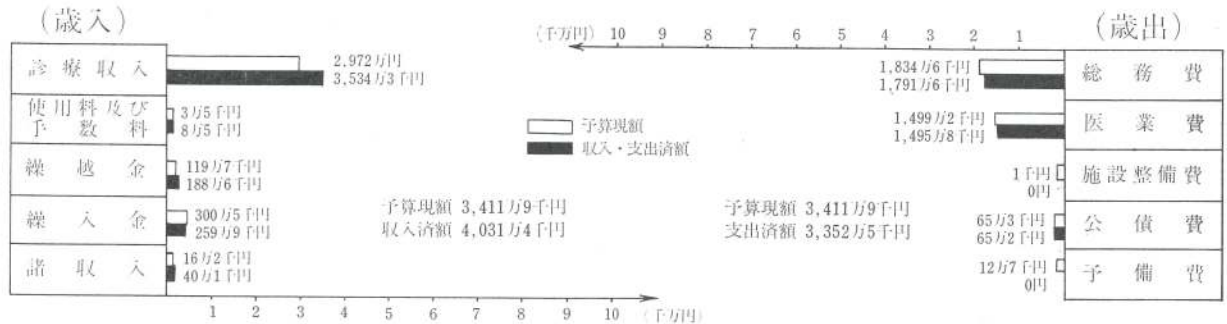


昭和51年度 千早赤阪村特別会計歳入歳出決算

国民健康保険事業



直営診療所事業



索道事業

歳 入				歳 出			
款	予算現額	収入済額	比較増減	款	予算現額	支出済額	予算残額
① 索道事業収入	6,539万4千円	6,637万8千円	98万4千円	① 索道事業費	5,870万8千円	5,541万2千円	329万6千円
② 繰入金	800万円	800万円	0	② 公債費	769万3千円	631万6千円	137万7千円
歳入合計	7,339万4千円	7,437万8千円	98万4千円	③ 前年度繰上充用金	600万円	600万円	0
				④ 予備費	99万3千円	0	99万3千円
				歳出合計	7,339万4千円	6,772万8千円	566万6千円

水道事業

(収入)				(1) 収益的収入及び支出				(支出)			
区分	予算現額	決算額	予算比増減	区分	予算現額	決算額	不用額	区分	予算現額	決算額	不用額
第1款 水道事業収益	3,740万2千円	3,669万5千円	△70万7千円	第1款 水道事業費用	3,740万2千円	3,647万2千円	93万円	第1款 資本的収入	5,598万2千円	5,598万2千円	0
第1項 営業収益	3,032万5千円	2,820万2千円	△212万3千円	第1項 営業費用	3,254万2千円	3,170万3千円	83万9千円	第1項 企業債	5,240万円	5,240万円	0
第2項 営業外収益	707万7千円	849万3千円	141万6千円	第2項 営業外費用	477万1千円	476万9千円	2千円	第2項 出資金	357万7千円	357万7千円	0
				第3項 予備費	8万9千円	0	8万9千円	第3項 固定資産売却代金	500万円	500万円	0
(収入)				(2) 資本的収入及び支出				(支出)			
区分	予算現額	決算額	予算比増減	区分	予算現額	決算額	不用額	区分	予算現額	決算額	不用額
第1款 資本的収入	5,598万2千円	5,598万2千円	0	第1款 資本的支出	8,060万9千円	8,060万8千円	1千円	第1項 建設改良費	6,867万7千円	6,867万7千円	0
第1項 企業債	5,240万円	5,240万円	0	第1項 企業債償還金	261万7千円	261万6千円	1千円	第2項 固定資産購入費	931万5千円	931万5千円	0
第2項 出資金	357万7千円	357万7千円	0								
第3項 固定資産売却代金	500万円	500万円	0								

村民1人当りの税負担額

税別	負担別	1人当り	1世帯当り	税別	負担別	1人当り	1世帯当り
村民税		8,743円	36,884円	電気税		935円	3,945円
固定資産税		11,311円	47,719円	木材取引税		102円	430円
軽自動車税		480円	2,025円	特別土地保有税		8,037円	33,906円
たばこ消費税		1,525円	6,435円	合計		31,133円	131,344円

② 人口・世帯数は52年12月末による

今月のキャンペーン

固定資産課税台帳の縦覧は

3月1日～20日までの間に

固定資産税の課税の基礎となる評価額などが登録されている固定資産課税台帳の縦覧は、三月一日から三月二十日までの間に行います。縦覧場所は千早赤阪村役場税務課、時間は午前九時から午後五時までです。

(但し、日曜・祝日は除く、土曜日は正午まで)

この固定資産課税台帳の縦覧は固定資産税の課税標準(税額を算出するための基礎となる額)を明らかにするために村に備えつけの台帳を縦覧に供し、広く関係者に価格等をお知らせし、また、価格等に不服がある場合においては、固定資産評価審査委員会に対して審査の申し出をすることができ

村府民税申告の

出張受付について

昭和五十二年分(昭和五十三年度課税)村府民税は、昭和五十三年一月一日現在、本村に住所を有する方で一定の所得があった人に課税されます。

申告は二月十六日から三月十五日までとなっておりますからお知らせのないよう申告をしてください。(ただし給与所得のみの方と所得税を確定申告をされた方は除きます)

なお、本年も次の通り出張受付を行いますので、もよりの会場で申告を行ってください。

月 日	時 間	場 所
2月27日(月)	午前9時～午前3時 午後1時～午後4時	森屋青年会場 川野辺集会所
2月28日(火)	午前9時～午後3時 午前9時～正午	水分公民館 二河原辺集会所
3月1日(水)	午後1時～午後4時 午前9時～午後3時	桐山金泉寺 中津原集会所
3月2日(木)	午前9時～正午 午後1時～午後4時	上東阪集会所 下東阪集会所
3月3日(金)	午前9時～午後3時 午後1時～午後4時	小吹集会所 吉年集会所
3月4日(土)	午前9時30分～午後3時 午前9時～正午	千早農協出張所 小吹台集会所
3月4日(土)	午前9時～正午	役 場

教育委員会や学校の
名をかたった参考書等
の販売に注意

最近一部の業者が「教育委員会(あるいは学校)の推せんをうけた」と偽って、小中学校に新しく入学する児童生徒をもつ家庭に対し、学習参考書等の訪問販売を行ったという事件が府下の各地域で起りました。新しく入学される児童生徒をお持ちのご家庭では、くれぐれもご注意ください。

障害福祉年金は

こんな時に支給されます

機会を与えようとするものです。なお、詳しいことは役場税務課固定資産課税係にお問い合わせください。

国民年金の障害年金は、国民年金に加入しているあいだにかかった病気やケガがもとで、障害者になった場合に支給されます。

しかし、国民年金に加入できるのは二十歳からとなっているためうまれつきの心身障害者の人や二十歳になるまでにかかった病気やケガで障害者になった人は、保険料を納めてもらいう障害年金には、該当しません。

そこで、この人達には二十歳になったときから障害福祉年金が支給される制度があります。

障害福祉年金は、手足切断、眼耳などの障害、平衡機能障害、言語障害のほか結核などの内部障害及び精神障害で日常生活に著しく制限を受ける状態の人を対象としています。

△年 金 額▽

一級障害の人
年額二十七万円(月額二万二千五百円)
二級障害の人
年額十八万円(月額一万五千元)
年金を受取る資格がある人でも

最低賃金の遵守を

大阪府最低賃金に続いて、大阪府産業別最低賃金が改正されました。これらの最低賃金より低い賃金で労働者を雇ったので、使ったりすることはできませんので(注意事項)もお読みいただいで必ずこの最低賃金を守ってください。

改正された大阪府の最低賃金の内容

最低賃金の件名	最 低 賃 金 額				効力発生日
	一 般 労 働 者	短時間労働者(注3)	時間給者(注4)		
大阪府最低賃金(注1)	1日 2,481円	1時間 315円	1時間 315円		52年10月21日
繊維産業最低賃金(注2)	1日 2,576円	1時間 325円	1時間 325円		52年12月18日
機械・金属製造業最低賃金	1日 2,959円	1時間 370円	1時間 370円		52年12月14日
電気機械器具製造業以外のもの	1日 2,600円	1時間 325円	1時間 325円		53年1月9日
卸売業最低賃金	1日 2,900円	1時間 363円	1時間 363円		52年12月17日
小売業最低賃金	1日 2,760円	1時間 345円	1時間 345円		
塗料製造業最低賃金	1日 3,400円	1時間 425円	—		52年12月30日

(注1) 和服製造業を含む。ただし、和服製造の業務に係る技能習得中の者であって当該業務に従事した期間が通算して二年未満の者を除く。(注2) 和服製造業を除く。(注3) 短時間労働者とは一日の所定労働時間が当該事業場の一般労働者の所定労働時間より短い者をいう。

(注4) 時間給者とは、賃金の大部分が時間によって定められている者をいう。

◎最低賃金額には次の賃金は算入されません。

(1) 精皆勤手当・通勤手当・家族手当。(2) 臨時に支払われる賃金(賞与など)。(3) 一ヶ月をこえる期間ごとに支払われる賃金。(4) 時間外・休日労働賃金など。

手続をしないと支給されませんので、該当する人は手続をしてください。ご不明な点がありましたら役場保険課年金係へおたずねください。

△注意事項▽

最低賃金は、臨時、パート、アルバイト等を含むすべての労働者にもれなく適用されます。

△お問い合わせ先▽

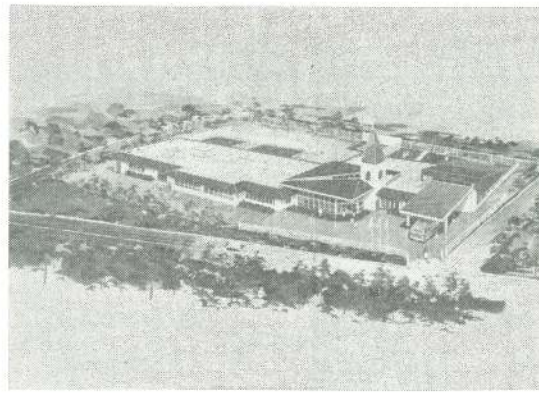
最寄りの労働基準監督署または大阪労働基準局賃金課(大阪市東区大手前二丁目 大阪合同庁舎第一号館五階) 電話〇六九四二一六二三一へお願いします。

昭和五十三年四月

精神薄弱児 通園施設オープン

このたびは南河内地区（河内長野市河合寺九八〇一―一六）に在宅心身障害児対策の一環として二市五町村合同の通園施設（運営主体聖徳園）が開設されるはこびとなりました。

最近、心身障害児の早期発見・早期訓練がさげばれている折、保護者の育児に対する知識や技能を啓発すると共に就学前児童の指導



訓練のため、児童福祉法第四十二条の二及び第四十三条の三に基づきできた施設です。

△対象となる児童▽

- ①三才以上・就学前児童
- ②歩行ができ、保護者のもとをばなれて日々通園が可能で、保育が必要なものの（原則）
- ③伝染性疾患を有しないもの

△肢体不自由児

- ①〇才・就学前児童
- ②脳性マヒ等により機能訓練が必要なものの
- ③伝染性疾患を有しないもの

△費用▽

それぞれの家庭の収入に応じて決定されます。

△入所申し込み▽

- ①通園施設入所希望の方は、村役場住民課に申し出て下さい。
- ②必要と認められた場合、児童相談所の判定及び保健所ないし施設の整形外科医の療育判定を受けていただきます。

春の運転者講習会

開催について

昭和五十三年春の全国交通安全運動が四月六日より四月十五日まで実施されます。

それにともない左記により運転者講習会を開催致しますのでご参

加ください。

▽日時 三月十七日（金）

▽受付 午後六時三十分

▽開始 午後七時

▽場所 村中学校体育館

富田林警察署

千早 赤阪村

「身元不明死者の身元を捜す相談所」開設

昭和三十六年から毎年、春秋の彼岸の間、四天王寺境内において「身元不明死者の身元を捜す相談所」を開設して警察で取扱った身元不明者の身元発見に努めてまいりました。

二十四日（金）までの七日間
毎日午前九時～午後四時までの間
開設場所：大阪天王寺区元町十七番地
四天王寺境内亀の池前
「身元を捜す相談所」

なお、前記期間以外は、大阪府警察本部鑑識課（大阪市東区大手前之町：地下鉄谷町四丁目下車）で毎日午前九時～午後五時までの間（日・祝日を除く、土曜日は午前中）いつでもご相談に応じています。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求がまだの方は3月31日までに

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（五十年改正法）の請求期日は昭和五十三年三月三十一日です。で、次に該当する遺族の方々は請求手続きをしてください。

△戦没者遺族

- ①妻 ②子 ③父母 ④孫 ⑤兄弟姉妹（但し公務扶助料・遺族年金等現在受給しているかたは該当しません）

△特別弔慰金の額

十年償還 二十万円記名国債

△支給該当者

- ①前回（昭和四十年四月一日以降）の特別弔慰金三万円を受けた者
- ②前回特別弔慰金三万円を受けた者が昭和五十三年三月三十一日までに死亡した場合は、遺族の順位による次の順位者。
- ③前回の特別弔慰金を受けた者が

- 昭和五十三年四月一日以降に死亡した場合は、その者の相続人。
- ④昭和十六年十二月八日以降に死亡した者の遺族で、昭和四十七年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に公務扶助料・遺族年金等受けていた者がすべて失権した場合には、その戦没者の遺族。
- ⑤昭和四十七年四月一日から昭和五十三年四月一日までの間に弔慰金のみを受けた者。
- ⑥前回の特別弔慰金三万円を受け権利がありながら時効により受けることができなかった者。
- ⑦遺族援護法による弔慰金五万円を受け権利がありながら時効により受けることができなかった者。
- ⑧日華事変（昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日）の



消防出初式

挙行された

去る一月六日、赤阪小学校々庭において、昭和五十三年消防出初式が挙行されました。

当日は十三分団九十名の団員が参加、大阪府知事（代理）をはじめ、富田林警察署長（代理）、村議会議員並びに区長のご臨席のもと盛大に挙行され、優良消防団員二十八名を村長・団長の連名表彰を行い、また森屋甲取橋・赤阪大橋において小型動力消防ポンプ十二台、消防ポンプ自動車一台による一斉放水を披露しました。

間に死亡した者の遺族で弔慰金を受ける権利があると見なされる者であって、昭和五十三年三月三十一日までの間に公務扶助料・遺族年金等を受けていた者がすべて失権した場合には、その戦没者の遺族。

△請求期限

昭和五十三年八月一日から昭和五十三年三月三十一日まで

△請求場所

印鑑持参の上、役場住民課福祉係まで。

休日診療

休日診療当直医予定表

月 日 曜	医 院 名	住 所	電話番号
2月19日(日)	藤岡医院	富田林市本町19-9	07212 ③2019
26日(日)	松浦輝医院	" 寿町1丁目1-31	07212 ③3306
3月5日(日)	天城医院	太子町春日93	07219 ⑧1163
12日(日)	木下実医院	富田林市須賀558	07215 ②2217
19日(日)	木下哲医院	" 桜井町1丁目14-24	07212 ③2338
21日(祭)	橋本医院	" 甲田(川西) 167	07212 ③6065
26日(日)	山村医院	" 桜井町1丁目16-26	07212 ③2678

★診療時間は午前10時から正午まで、午後1時から午後5時まで

★往診はいたしません。

2 月			実施場所
日	曜		
15	水		南河内府民センター 河内長野市役所
16	木		藤井寺市役所
17	金		南河内府民センター
20	月		"
21	火		"
22	水		"
23	木		"
24	金		羽曳野市役所
27	月		南河内府民センター
28	火		"
3 月			実施場所
日	曜		
1	水		南河内府民センター
2	木		藤井寺市役所
3	金		南河内府民センター
6	月		"
7	火		"
8	水		"
9	木		"
10	金		羽曳野市役所
13	月		南河内府民センター
14	火		"
15	水		南河内府民センター 河内長野市役所
16	木		藤井寺市役所
17	金		南河内府民センター

相談は府民センター各市役所と
も午前10時～午後4時
◎南河内府民センターでは「無料
法律相談」も行っています。なお

とき 毎月第二・第四金曜日
(2/24・3/10)

大阪府南河内府民センター
二丁目六番一号
電話(07212)五一一三三

南河内地域における 大阪府交通事故相談日程表

ところ 南河内府民センター
ロビー



街を自然を美しく
吸いからの投げ捨てはやめましょう。

Smokin Clean
（防煙電化製品）

—定例赤ちゃん会開催—

赤ちゃんについての育児、健康相談等下記の日程とおり実施致しますので、最寄りの場所へおいでください。

なお、3才児になられた方は3才児健康診査を富田林保健所で 毎月第一第三金曜日の午後0時30分より1時まで受付を行なっておりますので、受けられる方は筆記用具、母子手帳を必ず持参してください。

赤ちゃん会日程表

実施日	時 間	場 所
3月7日(火)	午後1時10分～2時	川野辺(川辺英一氏宅前)
	2時10分～3時	水分(神社下共同貯蔵庫前)
	3時10分～3時30分	二河原辺(山本庄三氏宅前)
3月8日(水)	午後1時10分～1時40分	桐山(金泉寺下)
	1時50分～2時10分	赤阪運送上
	2時20分～2時50分	森屋防除組合前
3月9日(木)	3時～3時30分	役場庁舎前
	午後1時10分～1時40分	吉年(東阪郵便局下)
	1時50分～2時10分	下東阪集会所前
3月10日(金)	2時20分～2時40分	上東阪(辻アキノ氏宅前)
	2時50分～3時20分	千早農協出張所前
	午後1時20分～1時40分	小吹集会所前
3月10日(金)	1時50分～2時20分	中津原集会所前
	2時30分～3時	小吹台小学校正門前

無料相談所のご案内

昭和52年分所得税(市町村民税・府民税)の確定申告は、市町村や富田林税務署で受付けていますが、このほか次の場所でも信頼できる税理士さんが無料で相談に応じています。申告について分からないことや困ったことがありましたら、お近くの無料相談所をご利用ください。(各会場とも午前10時～午後4時)

地区無料相談会場一覧表

地 区	月 日	会 場	所 在 地	電話番号
富 田 林	2・16～ 3・15	富田林納税協会	富田林市若松町西2丁目	07212 ⑤ 0121
	2・16～ 3・15	富 田 林 商 工 会	富田林市粟ヶ池 市民会館内	07212 ⑤ 1101
河内長野	2・16～ 3・15	河内長野商工会館	河内長野市野作町	07215 ③ 5743
藤 井 寺	2・16～ 3・15	藤井寺市商工会館	藤井寺市岡	0729 ③ 7047
	2・22 27 3・7	市民総合会館 道明寺分館	藤井寺市沢田	0729 ③ 7011
羽 曳 野	2・16～ 3・15	羽曳野商工会館	羽曳野市古市	0729 ⑤ 2331
	2・27 3・2 6～8 11 13	西 川 公 民 館	羽曳野市恵我ノ荘	0729 ③ 0439
	3・3 9 10	野々上公民館	羽曳野市野々上	0729 ⑤ 0103
狭 山	2・16～ 3・15	狭山町商工会	狭山町岩室	0723 ⑤ 3194
	2・17 3・6	狭山町役場 狭山町役場 ニュータウン連絡所	狭山町池尻 狭山町大野台 2丁目	0723 ⑤ 0011 0723 ⑤ 0077
美 原	2・27 3・15	美原町商工会館	美原町北余部	0723 ⑤ 0011
	3・10	美原町役場	美原町黒山	0723 ⑤ 1881

年中行事シリーズ ①9

「お日待さん」

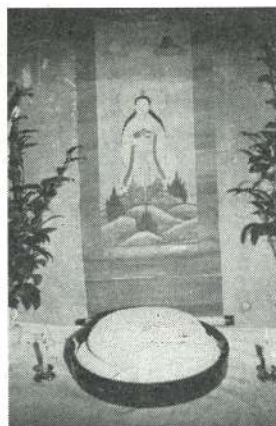
〈大陽信仰と日待〉

正月のつれづれに、本棚より戦前の尋常小学国史上巻をとり出しました。

昭和八年改訂前の灰色表紙（昭和八年より桜色）のもので、大正中期前生れの方には、なつかしい国定教科書であります。

第一頁を開きますと「天照大神」として、

「天皇陛下の御先祖を天照大神と申す……大神の御弟に素戔嗚尊と申す御方ありて、たびたびあらしき行ありしが……尊、大神の機屋をけがされしかば、大神つひにたへかねたまひて、天の岩屋に入り、岩戸をたててその中にかくれたまへり。……」



【川野辺地区「お日待さん」】

このように、大神が天岩屋にひきこもられたので、天地はくらやみとなり悪事が横行しました。そこで神々が安河原に集まって相談し、思金命の発案により、八坂瓊曲玉・八咫鏡などを神に飾りたてたり、天細女命のストリップなどの趣向をこらして、大神を誘いだし、手力男命が岩戸をひきあけ天照大神を迎え出したので、世

の中が再び明るくなり、悪者が姿を消すようになりました。



【千早地区 お日待さん】

以上が有名な天岩屋戸隠れの神話ですが、これは世界各地に伝わる大陽神話の一つであります。

大陽はその強い光と熱とに対する驚異により、又あらゆる生命の源泉とみなし、これを崇拜する信仰は古くから行なわれ天照大神信仰もその一例であります。

特にわが国のように農耕民族にとってはその生業上とりわけ大陽崇拜は顕著で、多くの祭典民俗行事が行なわれ、その一つである「ひまち」が今もなお本村で伝承されています。

〈川野辺の日待〉

松の内のあける前夜一月十四日夜には、毎年川野辺地区の各戸総寄りで、集会所において日待の行事がおこなわれます。

当日は正面の祭壇に「お日待さん」の掛軸がかけられ、神酒、神饌をお供えしてお祭りします。



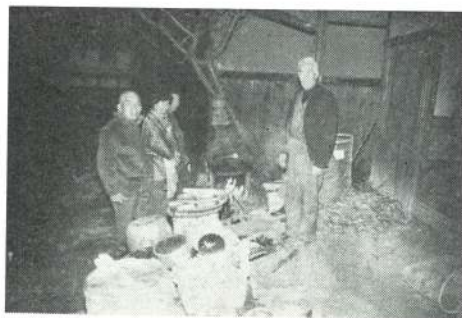
【川野辺地区 日待講】

つづいて阪上区長より、昭和五十二年の事業会計報告があり、五十三年の事業計画予算が承認された後、二年に一回の役員選挙が行われ、新役員には阪上俊春区長、脇條政美副区長が再任され、つづいて正副組長・正副実行組長・その他果樹振興会・大島水路・建水分神社・大念寺等各役員総代が選出されました。

夜も更け十時過ぎになりますと、酒肴が出されて宴席に代り懇親会が和やかにつづけられ、加葉飯（カヤクメシ）もあり最後にお神酒が廻され、午前一時頃にはお鏡をいただいてかえります。

竹輪・ごぼう・油揚げ・こんに

した。昔は夜を徹して籠り、暁の日の出を待って一同それを拝して散会するという大陽信仰の日待行事でありましたが、今は夜中過ぎに終り、あとは役員代表と年行事が残り、夜明けを待って日の出を拝した後、神前の燈明の灯を「とんど場」へ移し点火するように簡略化されています。



【加葉飯を炊く年行事 川野辺】

〈千早の日待〉

奥千早地区では、一・五・一〇月の三回、地区総寄りではなく、上出・中出・下出・柳出・田中出の五垣内毎に、各当屋宅で日待講が行なわれます。

先ず祭壇に「天照大神」を中心として諸神の神名を書いた掛軸がかけられ、おはらいと日待の祝詞が奏され、当屋から順次玉串奉奠が行われて祭典が終り、ついで宴

席に代り夜のふけるまで懇親会がつづけられます。



【千早地区 日待講】

しかし、川野辺地区と同じく、今は日待行事も形骸化し、夜を徹して日の出を拝するという日待は次第にすたれて、適時散会されるように変わってきました。

千早地区の「とんど」は、毎年一月十四日午後、五垣内が順番に年行事となって盛大に行なわれますが、「とんど行事」については次回に紹介いたします。



〈防犯だより〉

防犯連絡所(委員)の皆さん、いつも防犯にお骨折りをいただき、ご苦労さまです。

防犯連絡所は、私達の生活の平和と安全を守る為、ご近所、数十世帯の皆さんの助け合いの中心となるため、つくられたものです。防犯連絡所の皆さんは、地域の方たちと常に連絡をとり、次のような活動を進められ、犯罪のない明るい町づくり、村づくりに邁進されておりますので、村民皆様方の一層のご協力をお願いします。

※防犯についての話し合い

- ①専門的な話が必要なときは、警察や防犯協会と連絡をとり講師や助言者の派遣を要請します。
- ②チャットの留守でも戸締りをすることや、隣近所への頼み合いの申し合せ。
- ③効果的な戸締りの仕方。
- ④近くで起った事件や事故について、これを防ぐにはどうしたらよいか。
- ⑤子供の遊びや遊び場で、有害なものや危険なものはないか。
- ⑥防犯灯の必要な箇所や、故障している防犯灯はないか。
- ⑦非常の場合の連絡方法はどうするか。

※防犯環境の診断

- ①不良青少年のたまり場となっている場所はないか。
- ②子供の遊び場となるところで危険な箇所の発見と措置。

※警察などの行う防犯活動への協力

警察や防犯協会が行う防犯運動、防犯診断・街頭指導等への協力

※警察への連絡

- ①地域内で、次のようなことがあったときは、電話(一一〇番)駐在所で警察に連絡。
- ②犯人として追跡されている者や挙動、持ち物などの状況から犯人と思われる者を発見したとき
- ③犯罪や事故が発生したことを知ったとき。
- ④押し売り、悪質な物もらいや酔っぱらいがきて、地域の人達が迷惑したり、不安に思っているとき。
- ⑤少年の不良行為や非行を発見したとき。
- ⑥盗品と思われるものを発見したとき。
- ⑦警察のポスターや新聞などで公開手配された者を見たり聞いたとき。
- ⑧テレビや新聞等で報道された犯罪に関係があると思われることを知ったとき。

⑨そのほか、犯罪や事故に関係があると思われることを見たり、聞いたりしたとき。

※一一〇番をするときは、落ちついて次の点に注意してください

- ①どんな事件、事故か。
- ②いつ、どこで。
- ③「何分前」、「何時何分頃」と場所をくわしく。
- ④事件や事故のようす

「犯人がまだ家の中にいます」「青色の乗用車が通行人をはねて〇〇方面へ逃げました」などと説明する。

④あなたの住所と名前

電話番号も忘れずつけ加えてください。

次号から、各種犯罪や事故をどうすれば防げるかの留意点について申し述べたいと思います。

富田 林 警察署
駐在所
千早赤阪村防犯委員会

昭和53年度

大阪府府政モニター募集

モニター設置の目的

府政についての建設的なご意見ご提案などを経路的におきまして、府政運営上の参与にします。

モニターの職務内容

- (1)府政についてのアンケート・デーマ通信の回答
- (2)モニター会議、施設見学会などへの出席
- (3)府政についての意見・提案・そ

任期

昭和53年4月1日昭和54年3月

回謝

年額二二,〇〇〇円(予定)

の範囲内において活動費とアンケート、デーマ通信の回答実績などに応じて謝礼をお支払いします。なお、モニター会議、施設見学会などに出席されたときは交通費を支給します。

募集締め切り

昭和53年3月10日(金)「当日消印有効」

申込用紙

所定の申込用紙でご応募いただきますが、申込用紙は府庁公職課、府民センター、府税事務所(大阪市内堺)でお受取りください。なお、郵送でご請求のときは50円切手を貼った返信用封筒(住所・氏名を記入)を同封して左記までお送りください

○大阪府知事室公職課企画係

〒540 大阪市東区大手前二丁目
電話 〇六・九四一・〇三五一
内線二〇九一・二〇九二

銃や火薬類の

保管は厳重に

狩猟期間がおりました

狩猟シーズンも二月十五日でおわり、そこで大切なのは銃と火薬類のあと始末や保管です。

シーズン・オフには、有害鳥獣を駆除する場合や、指定射撃場で標的射撃をするとき以外は、銃銃を使うことができません。危険なものだけに、うっかり保管やちよつとしたミスが、人身事故をひきおこしたり、盗まれて思わぬ事件に使われるということに

もなりかねません。

来シーズンまで銃や火薬類を安全な場所に確実に保管することがハンターの義務といえます。

▽銃は、カギつきの「堅固な保管庫」に入れ、簡単に持ち運びができないようにしましょう。そしてときどき点検するなど、異常がないかどうかの配慮が大切です。

▽使い切れなかつた火薬類は、火薬店に譲渡するなどして、できるだけ自宅に置かないようにしましょう。どうしても置かなければならないときは、銃銃と火薬類は、別々の「堅固な保管庫」で、しかも離れた場所に保管しましょう。

▽銃銃は、できるだけ分解して保管し、分解した銃銃にもガンロックするくらいの慎重さがほしいものです。

千早赤阪村軟式野球大会

参加チーム募集

日時 昭和53年4月23日(日)、30日(日)、午前8時30分より。予備日5月7日(日)

会場 千早赤阪村立中学校運動場

参加資格 村内在住・在勤者で編成するチーム

競技方法 一九七八年公認野球規則に準じて行ない、トーナメント戦とする。

参加申込 参加申し込みは大会事務局(村教育委員会)へ直接申し込んでください。

主催 千早赤阪村・千早赤阪村体育連盟

その他 本大会についてのお問い合わせは大会事務局へ。

電話 211238